

始良市告示第 192 号

始良市森林炭素マイレージ交付金要綱を次のように定める。

令和 3 年 4 月 1 日

始良市長 湯元 敏浩

始良市森林炭素マイレージ交付金要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地球温暖化対策の取組を促進するため、鹿児島県が定めるかごしまCO²吸収量等認証制度実施要綱（平成 23 年 1 月 4 日施行。以下「県要綱」という。）に基づきCO²固定量の認証を受けた者に対し、始良市森林炭素マイレージ交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、始良市補助金等交付規則（平成 22 年始良市規則第 54 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第 2 条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付金を申請しようとする年度又はその前年度に県要綱第 3 条第 5 項に規定する認証書（以下「認証書」という。）の交付を受けた活動（交付対象事業の実施に当たり、他の法令等により補助を受けているものを除く。）とする。

2 交付対象事業の事業区分、交付対象者、交付対象経費及び交付金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付金の交付申請)

第 3 条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付対象事業を実施したときは、当該事業年度の 2 月末日までに、始良市森林炭素マイレージ交付金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 始良市森林炭素マイレージ交付金事業実績書（様式第 2 号）
- (2) 始良市森林炭素マイレージ交付金収支精算書（様式第 3 号）
- (3) 事業区分に係る認証書の写し
- (4) 領収書等の写し（単価や費用が確認できるものに限る。）
- (5) 位置図及び図面
- (6) 写真

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、交付申請書の内容及び添付書類を審査する。

- 2 市長は、前項に規定する審査により、交付金を交付することが適当と認めたときは、交付金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、始良市森林炭素マイレージ交付金交付決定及び交付確定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(交付の請求)

第5条 申請者は、第4条第2項の規定により、交付決定及び確定通知を受けたときは、始良市森林炭素マイレージ交付金交付請求書（様式第5号）により、市長に交付金の交付を請求するものとする。

(交付金の返還)

第6条 市長は、交付金を交付された申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定及び額の確定を取り消し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 交付申請書及び添付書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 交付金の交付決定及び確定通知書の内容又はこれに附した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が交付金の交付を不適當と認めたとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	交付対象者	交付対象経費	交付金の額
CO ² 固定量 認証事業	県要綱第3条第5項の規定によりCO ² 固定量認証を受けた本市内の木造建物（令和3年4月1日以降に完成したものに限る。）の建築主	(1) 照明設備のLED化に係る費用 (2) かごしま材木製品の購入に係る費用 (3) 庭木（木本類）の購入に係る費用 (4) その他市長が認めたもの	交付対象経費又は県要綱第3条第5項の規定により認証を受けた固定量（1t-CO ² ）当たり4,500円を乗じた金額のいずれか低い金額

始良市長 殿

(申請者) 住 所
氏 名 ⑩
(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)
連絡先

年度 始良市森林炭素マイレージ交付金交付申請書

年度における始良市森林炭素マイレージ交付金の交付を受けたいので、始良市森林炭素マイレージ交付金交付要綱第 3 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 始良市森林炭素マイレージ交付金事業実績書 (第 2 号様式)
- (2) 始良市森林炭素マイレージ交付金収支精算書 (第 3 号様式)
- (3) 事業区分に係る認証書の写し
- (4) 領収書等の写し (単価や費用が確認できるものに限る。)
- (5) 位置図及び図面
- (6) 写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

始良市森林炭素マイレージ交付金事業実績書

（単位：円）

認証事項	CO ² 認証量 (A)	単価 (B)	基準事業費 (A) × (B)	事業費	使 途 内 容	備 考
計						

備考

- 「認証事項」の欄には、県より認証を受けたマイレージの事項により「固定量」を記入する。
- 「単価」の欄には、マイレージの認証事項により、4,500円／tを記入すること。
- 「事業費」の欄には、交付対象経費（マイレージの使途に要する、または要した経費）の総額を記入すること。
- 「使途内容」の欄には、「照明設備のLED化 円」、「県産材木製品の購入 円」などと記入し、交付申請時にはそれらに係るカタログ、位置図、対象箇所のわかる図面、写真（完成・納品状況の写し）及び領収書等の写しを添付すること。

様式第3号（第3条関係）

始良市森林炭素マイレージ交付金収支精算書

1 収入の部

区 分	精 算 額	備 考
計		

1 支出の部

区 分	精 算 額	備 考
計		

様

始良市長 印

年度始良市森林炭素マイレージ交付金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度始良市森林炭素マイレージ交付金については、下記のとおり交付することを決定し、交付額は交付決定額と同額に確定しましたので通知します。

記

1 交付決定（確定）額 金 円

2 交付の条件

- (1) 始良市森林炭素マイレージ交付金要綱の規定を遵守すること。
- (2) 交付金により取得し、又は効用の増加した財産である物品等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (3) この交付金にかかる収入、支出を明らかにした帳簿、支出経費の証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して5年間備え、及び整理保管すること。

始良市長 殿

(申請者) 住 所
氏 名 ⑩
(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)
連絡先

年度始良市森林炭素マイレージ交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び交付確定通知のあつた
年度始良市森林炭素マイレージ交付金について、始良市森林炭素マイレージ交付金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

【振込先】

金 融 機 関 名	農協・銀行	支店・支所
口 座 種 別	普通・当座・貯蓄	
口 座 番 号		
ふ り が な		
口 座 名 義 人		